令和７年度版
公募要領

成田市宿泊施設バリアフリー化改修補助金のご案内

1. 概要

成田市では、本市を訪れる誰もが安全で快適に宿泊施設を利用できる環境の整備を推進し、観光客の増加及び共生社会の実現に寄与することを目的として、宿泊施設のバリアフリー化に取り組もうとする事業者を対象に、その改修に必要となる経費の一部を補助します。

本補助金は、観光庁が実施する宿泊施設バリアフリー化促進事業と併用可能です。

なお、補助金の交付については、予算等の状況によりご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

2. 補助対象事業の実施期限

- 令和７年度バリアフリー化改修工事補助事業の実施期限は、令和８年３月３１日までです。
- 令和７年度の補助事業として実施を希望する場合、見積書を持参のうえ、**令和7年6月30日までにご相談**ください。
  なお、翌年度の補助対象事業としての事前相談も可能なため、随時ご相談は受け付けております。
- 事業スケジュール策定にあたっては、別添「成田市宿泊施設バリアフリー化改修補助金の流れ」を参照の上、各期限までに手続きを完了する工程で計画してください。
- 事業の完了とは、市が補助金の額を確定するまでとします。
- 補助金請求手続きは、翌年度４月中旬までに行ってください。

3. 申請手続き

- 別添「成田市宿泊施設バリアフリー化改修補助金の流れ」を参照の上、各期限までにお手続きください。
- 改修工事は、補助金の交付決定通知を受けとった後に契約・着工してください。補助金交付決定前に契約・着工した場合は、補助金交付対象外となります。
- 補助対象かどうか判断に迷う場合は、遠慮なくご相談ください。
- 市は、必要に応じてヒアリングや実地調査を実施します。

4. 工事後の審査

・ 事業者から改修工事の実績報告を受けた後、その内容を書類または実地により確認します。

5. 補助対象者

自ら成田市内の宿泊施設（ホテル又は旅館）の事業を営む次のいずれにも該当する者

・ 旅館業法第 3 条第 1 項本文の許可を受けている者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）
・ 市税を滞納していない者

6. 補助対象事業

補助対象事業を（1）客室改修事業及び（2）供用部改修事業とし、それぞれ手すり及びスロープの設置、出入口の拡幅等の改修であって、下表に掲げるものを補助対象経費とします。

この表の改修の内容がバリアフリー化の機能の向上に資すると認められるかどうかの判断をするときは、バリアフリー法第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準及び千葉県福祉のまちづくり条例（平成 8 年千葉県条例第 1 号）第 14 条第 1 項に規定する整備基準を勘案して、当該判断をするものとします。

補助対象事業	補助対象経費
客室改修事業	宿泊施設の客室における次に掲げる改修（当該改修の内容がバリアフリー化の機能の向上に資すると認められるものに限る。）に要する経費 (1) 手すりの設置 (2) 傾斜路（階段に代わり，又はこれに併設するものに限る。）の設置 (3) 出入口の拡幅 (4) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる洗面台の設置 (5) 車椅子使用者が円滑に利用することができる便房又は浴室への改修 (6) 車椅子使用者が円滑に利用することができる客室としての総合的な改修（段差解消，水回りの全面改修，複数客室を統合する場合等を含む。）

	(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの
共用部改修事業	宿泊施設の共用部（宿泊施設の敷地内の通路，駐車場その他宿泊施設の敷地内における宿泊施設の利用上必要と認められる箇所を含む。）における次に掲げる改修（当該改修の内容がバリアフリー化の機能の向上に資すると認められるものに限る。）に要する経費 (1) 手すりの設置 (2) 傾斜路（階段に代わり，又はこれに併設するものに限る。）の設置 (3) 出入口の拡幅 (4) 廊下幅の拡幅 (5) 車椅子使用者が円滑に利用することができる便房又は浴室への改修 (6) オストメイト用の設備の設置 (7) 視覚障害者用の誘導ブロックの設置 (8) 点字，音声，ピクトグラム等による案内板の設置 (9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの

7. 補助金額

補助金額＝（補助対象経費－消費税及び地方消費税相当額－他の補助金）×1/2（上限 250 万円）

- 補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは切り捨てます。
- 補助金は、交付決定者ごとに年度につき 1 回の交付とします。
- 補助対象経費（税込み）の額が 50 万円未満の場合は、補助の対象としません。
- 次に掲げる経費は、補助対象経費に含みません。
  (1) バリアフリー化の機能の向上を伴わない改修に要する経費
  (2) バリアフリー化に直接関係がない工事に係る経費
  （既存設備の撤去費・処分費、その他直接関係ない経費）
  (3) 過去に補助金の交付を受けた補助対象経費に係る工事の箇所と同一の箇所を対象とする工事に係る経費

8. 申請書類

申請窓口　市役所４階 観光プロモーション課

本申請の際に次の書類を提出してください。この他にも、必要な書類を提出していただくことがあります。

なお、本申請には見積書を持参のうえ、**令和7年6月30日までに事前相談が必要**となります。

- バリアフリー改修補助金交付申請書
- 事業計画書及び収支予算書
- 旅館業法の許可証の写し
- 市税の納税状況を確認できる書類（市が公簿により確認することに同意する場合は不要）
- 宿泊施設の改修に要する経費の見積書又はその写し（補助対象経費と補助対象外経費が同一の契約に含まれる場合は、明確に区別して記載された内訳書を添付してください。）
- 宿泊施設の改修の内容を明らかにする図面
- 宿泊施設の改修前の状況を明らかにする写真
- 宿泊施設に係る登記事項証明書又は当該宿泊施設の所有者が確認できる書類
- 宿泊施設の所有者が申請者以外又は複数の場合は、申請者以外の所有者全員の改修同意書
- 国、地方公共団体そのほかこれらに準ずる者から助成金等を受ける場合は、その内容が確認できる書類

9. その他

- 本補助事業により整備した施設については、ホームページ等により、積極的な発信をお願いします。
- 万が一、次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは，それを返還していただきます。
  (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付または額の確定を受けたとき。
  (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  (3) 補助金の交付を受けて宿泊施設の改修を行ったことにより取得した財産を，市長の承認を受けずに，補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，若しくは担保に供し，又は取り壊し，若しくは廃棄したとき。ただし，補助対象者が交付された補助

金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は，この限りでない。

(4) 国、地方公共団体そのほかこれらに準ずる者から助成金等を併用している場合で、観光庁や会計検査院等による実地検査・監査検査等の結果、補助金の返還命令等の処分がなされたとき。

【よくある質問】

補助金関連の質問

問）急いで着工したい。

答）改修工事は、補助金の交付決定通知を受けとった後に契約・着工してください。補助金交付決定前に契約・着工した場合は、補助金交付対象外となります。

工期関連の質問

問）工事はいつまでに完了すればよいですか？

答）工事完了後の現場確認や書類審査に一定の時間を要し、その後、額の確定を３月末までに行う必要がありますので、令和７年３月中旬までを目安に完了してください。

問）繁忙期を避けて工事したい。

答）申請手続きや工事完了後の審査にそれぞれ１～２週間程度要しますので、それらを考慮して、適切な時期を設定してください。

問）交付決定を受けた内容から、工事内容を変更したい。

答）速やかに市に報告してください。軽微な変更は電話やメール等で結構ですが、重要な変更は変更申請書を提出してください。

整備内容関連の質問

問）和式便器を洋式便器に改修する工事は、補助対象になりますか？

答）手すりの有無、便房までの動線、トイレ内の段差の有無など、便器だけの交換工事が対象になるとは一概には言えませんので、まずはご相談ください。

成田市宿泊施設バリアフリー化改修補助金の流れ

各手続きでは、審査により内容の修正・訂正のほか、追加資料を求める場合があります。指摘事項については、速やかにご対応をお願いいたします。

申請者：①事業計画の相談（6 月 30 日まで）

・見積書（工事金額の内訳が分かるもの）をもってご相談ください。

※翌年度の補助対象事業としての事前相談も可能なため、随時ご相談は受け付けております。

・原則、ここでの要望額を超える交付申請はできませんのでご留意ください。

市：②補助相当額の予算措置

・事業計画を審査し、補助要件に該当する場合、市で補助相当額の予算措置を行います。

・市の予算の状況等により、**要望額に対し満額とならない場合があります**。

申請者：③交付申請（予算措置後）

・市の予算措置完了後、必要書類を添えて交付申請を行ってください。

・交付決定後に着手可能となるため、お早めに申請をお願いいたします。

市：④交付決定（③受理後、2週間程度）

・申請書類を審査し、交付決定を行います。

（①の相談内容から変更が生じている場合や提出書類に不備がある場合は交付決定までにさらに日数を要します。）

申請者：⑤事業着手

・④の交付決定後、事業に着手することができます。

※交付決定前に契約・着工した場合、補助金の対象外となりますのでご注意ください。

申請者：⑥補助事業実績報告（翌年 3 月 31 日まで）

・事業完了後、速やかに実績報告書をご提出ください。

・実績報告の内容により補助金の変更申請が必要となる場合があります。

※交付決定条件に違反又は**3月31日**を超えて実績報告が提出されない場合など、補助金が取消しとなる場合があります。**当該報告は余裕をもってお手続きください**。

市：⑦補助金確定通知

申請者：⑧請求書の提出（翌年 4 月中旬まで）

市：⑨補助金の入金